

社会医療法人天陽会 中央病院 入院患者面会管理規定

第 1 条(目的)

本規定は、当院の入院患者に対する面会に関し必要な事項を定める。患者の療養の質の向上、尊厳の保持、および円滑な入退院支援・意思決定支援を目的とし、感染対策等の正当な理由がない限り、不当な面会制限を行わないものとする。

第 2 条(通常時の面会基準)

急性期医療の特性(手術、検査、集中治療等)に配慮し、以下の通り標準基準を設ける。

1. 面会時間は、日曜日・祝日を除く 14:00～16:00 とする。
2. 面会者は、原則として家族または患者本人が希望する者とし、1 日 1 回 2 名まで、時間は 10 分以内 週 2 回までとする。
3. 小学生未満の児童の面会は、院内感染防止の観点から原則として制限する。
ただし、個別の事情がある場合はこの限りではない。

第 3 条(個別の配慮および特例)

以下の各号のいずれかに該当する場合は、前条の制限にかかわらず、主治医または病棟看護師長の判断により、時間外および制限人数を超えた面会を認める。

1. 患者の病状急変、緊急手術、または看取り期にある場合
2. 医師による病状説明、または治療・方針に関する重要な意思決定を行う場合
3. 入退院支援(多職種カンファレンス、家族への退院後ケア指導、指導管理等)に必要な場合

第 4 条(制限の変更・厳格化の抑制)

1. 地域における感染症(インフルエンザ、新型コロナウイルス等)の流行により制限を強化する場合は、必要最小限の範囲にとどめ、画一的かつ過度な制限とならないよう配慮する。
2. 制限を強化・変更した場合は、速やかに理由と期間を患者・家族に周知する。

第 5 条(周知と見直し)

1. 本規定は、各病棟内の見やすい場所への掲示および院内ホームページ等を通じて、広く患者および家族に周知する。
2. 本規定は、定期的に(年 1 回以上)見直しを行い、社会情勢や医療安全の観点から必要に応じて改定する。

附則

本規定は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

令和 8 年 4 月 1 日作成